

広島県告示第百十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住所	所在	面積(㎡)
農事組合法人本庄協輪 苦楽部・百笑	三原市	三原市八幡町本庄二〇一九番 ほか七〇筆	一四二、五二八
株式会社ノーサイド	三次市	三次市甲奴町宇賀字掛谷二六 〇八番一ほか一筆	二、四九九
株式会社宝郷	庄原市	庄原市比和町木屋原字元常谷 上組一〇七一番一ほか二六筆	四七、二三三
株式会社高田フアーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町下甲立字高 通一二八一番一	二、六三〇
中村 輝之	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字後 迫一九三四番一	六九三
合同会社今吉田フアーム 向井	山県郡北広島町	山県郡北広島町今吉田字甲屋 四五六番ほか一筆	五、三七三
石橋 富夫	山県郡北広島町	山県郡北広島町大塚字坂折六 五番ほか五筆	一一、八四二
有限会社北広島町農林 建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町石井谷字岸本 一七〇六番三ほか一筆	二、五一五
有限会社北広島町農林 建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町石井谷字岸本 一七四九番ほか八筆	一三、〇二九
有限会社北広島町農林 建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町本地字森蔭四 三九三番	二、一四三

二 認可年月日

令和五年二月八日